

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和7年8月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和7年8月25日（金曜日）午後1時30分～午後2時45分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、萩谷直美委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 藤沼 重信 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 （議決）</p> <p>（1）議案第47号 守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について</p> <p>（2）議案第48号 守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について</p> <p>（3）議案第49号 守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について</p> <p>（4）議案第50号 守谷市不登校対策検討委員会設置要綱の制定について</p> <p>（5）議案第51号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例、令和7年度守谷市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）及び令和6年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））</p>

	<p>(6) 議案第52号 令和8年度使用小学校教科用図書の採択について</p> <p>(7) 議案第53号 令和8年度使用中学校教科用図書の採択について</p> <p>(8) 議案第54号 令和8年度使用小学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について</p> <p>(9) 議案第55号 令和8年度使用中学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について</p> <p>【協議事項】 無し</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 報告第11号 損害賠償額の決定及び和解について</p> <p>(2) 報告第12号 学校給食費に係る不能欠損の報告について</p>
4 今後の状況	<p>次回の定例教育委員会は、令和7年9月25日（木曜日）午後1時30分から開催予定</p>

令和7年8月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和7年8月25日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

令和7年8月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和7年8月25日(月)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 47 号 守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について

議案第 48 号 守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について

議案第 49 号 守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について

議案第 50 号 守谷市不登校対策検討委員会設置要綱の制定について

議案第 51 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について(守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例、令和7年度守谷市一般会計補正予算(第2号)(教育委員会所管分)及び令和6年度歳入歳出決算認定(教育委員会所管分))

議案第 52 号 令和8年度使用小学校教科用図書の採択について

議案第 53 号 令和8年度使用中学校教科用図書の採択について

議案第 54 号 令和8年度使用小学校特別支援学級(知的障がい)教科用図書の採択について

議案第 55 号 令和8年度使用中学校特別支援学級(知的障がい)教科用図書の採択について

4 協議事項

無し

5 報告事項

報告 11 号 損害賠償額の決定及び和解について

報告 12 号 学校給食費に係る不能欠損の報告について

6 その他

議案第47号

守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について

守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和7年8月25日 提出

守谷市教育委員会

教育長 奈幡 正

令和7年8月25日 原案 決

提案理由

本案は、プロポーザル方式による守谷市スクールバス運行業務において提出された企画提案書等の適正な審査を行うため、「守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱」を設置し、必要な事項を定めるものです。

議案	頁数
47号	1

○守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱

令和7年 月 日
守谷市教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、プロポーザル方式による守谷市スクールバス運行業務において提出された提案書（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査及び事業者の選定を行うため、守谷市スクールバス運行業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育部長
- (2) 都市整備部長
- (3) 教育部次長
- (4) 学校教育課長
- (5) 中小企業診断士

(任期)

第3条 委員の任期は、守谷市スクールバス運行業務の契約締結日までとする。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、教育部長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、審査委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(所掌事務)

第6条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの審査基準に関する事項
 - (2) プロポーザル及びプロポーザル提案者の審査に関する事項
 - (3) プロポーザル提案者の選定に関する事項
- 2 審査委員会は、プロポーザル提案者の選定及びプロポーザルの審査のため

議案	頁数
47号	2

必要があると認めるときは、プロポーザル提案者その他の関係者に対し説明を求めることができる。

(報告)

第7条 審査委員会は、プロポーザルの審査結果及び提案者の選定結果を教育委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼)

第9条 第2条第1項第5号に規定する委員に謝礼を支給する。

2 前項の謝礼の支給額は、日額7,000円とする。

(審査委員会の庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、守谷市教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案	頁数
47号	3

議案第48号

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年8月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7月 月 日 決

提案理由

本案は、他の様式との整理を図り、電子申請を想定した様式とするとともに、緊急連絡先等の特に必要な情報の視認性を高めることにより、申込内容の確認をより円滑に行えるようにするため、様式の一部を改正するものです。

議案	頁数
48号	1

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則
守谷市放課後子ども教室運営規則（平成19年守谷市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
様式第1号を次のように改める。

議案	頁数
48号	2

放課後子ども教室参加申込書

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

申請者 住所 _____
 (保護者) 氏名 _____

放課後子ども教室の順守事項（裏面）を了承し、参加を申し込みます。
 また、放課後子ども教室参加申込を行うに当たり、本申込書に記載の情報を、放課後子ども教室の活動に必要な範囲内において、小学校・関係機関へ提供すること及び私の世帯に関する住民記録情報・課税状況について、市が調査・確認することに同意します。

児童	氏名	生年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女
学校名	小学校	年 組	

※該当の項目の□にレを記入してください。

参加月	月から
参加曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金
児童クラブ登録の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月入所） <input type="checkbox"/> 無

参加児童を除く全ての同居の家族・親族

児童との続柄	氏名	生年月日	年齢	勤務先、学校名・学年など 電話番号
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)

・年度途中の申込みは、原則として、毎月15日受付締切、翌月1日から参加

※本申込書に記載された連絡先等の個人情報は、放課後子ども総合プラン運営に関わること以外には使用いたしません。

(裏面)

順守事項

- 1 放課後子ども教室の参加児童の迎えは、終了時刻に必ず大人が来ること。
- 2 教室の欠席・早退については、事前に対象となる放課後子ども教室に必ず連絡すること。
- 3 参加費は、期日を守って支払うこと。
- 4 通院中、持病等の健康上の事情がある場合は、必ずマネージャー若しくは支援員に連絡すること。

年 月 日

署名 _____

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案	頁数
48号	4

守谷市放課後子ども教室運営規則新旧対照表

改 正	現 行
様式第1号 (第6条関係) 【別記1】	様式第1号 (第6条関係) 【別記2】

様式第1号 (第6条関係)

放課後子ども教室参加申込書

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

申請者 住所 _____
 (保護者) 氏名 _____

放課後子ども教室の順守事項(裏面)を了承し、参加を申し込みます。
 また、放課後子ども教室参加申込を行うに当たり、本申込書に記載の情報を、放課後子ども教室の活動に必要な範囲内において、小学校・関係機関へ提供すること及び私の世帯に関する住民記録情報・課税状況について、市が調査・確認することに同意します。

児童	氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女
学校名	小学校	年 組	

※該当の項目の□にレを記入してください。

参加月	月から				
参加曜日	□月	□火	□水	□木	□金
児童クラブ登録の有無	□有 (年 月入所) □無				

参加児童を除く全ての同居の家族・親族

児童との続柄	氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年齢	勤務先、学校名・学年など 電話番号
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)
	(携帯電話番号)	年 月 日		(電話番号)

・年度途中の申込みは、原則として、毎月15日受付締切、翌月1日から参加
 ※本申込書に記載された連絡先等の個人情報、放課後子ども総合プラン運営に関わること以外には使用いたしません。

(裏面)

順 守 事 項

- 1 放課後子ども教室の参加児童の迎えは、終了時刻に必ず大人が来ること。
- 2 教室の欠席・早退については、事前に対象となる放課後子ども教室に必ず連絡すること。
- 3 参加費は、期日を守って支払うこと。
- 4 通院中、持病等の健康上の事情がある場合は、必ずマネージャー若しくは支援員に連絡すること。

年 月 日

署名 _____

議案	頁数
48号	7

様式第1号 (第6条関係)

放課後子ども教室参加申込書

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

保護者

住 所 守谷市

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

電 話 _____

放課後子ども教室の順守事項(裏面)を了承し、参加を申し込みます。

また、放課後子ども教室参加申込に当たり、私の世帯に関する住民記録情報、課税状況について、市が調査・確認することに同意します。

学 校 名	小学校	参加月
参加希望曜日に○をつけてください。(複数選択可)		月から
月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金		

学年	組	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		(ふりがな)	男	年 月 日生
			女	
緊急連絡先				
(氏名・会社名等) _____				
(住 所) _____				
(電 話 番 号) _____				
携帯電話番号				
父親氏名 _____		母親氏名 _____		
_____ ()		_____ ()		
児童クラブ登録の有無		有 無		
迎えに来る方の氏名				
かかりつけの病院		1. 電話		
		2. 電話		
		3. 電話		

・年度途中の申込みは、原則として、毎月15日受付締切、翌月1日から参加

※ この申込書に記載された連絡等の個人情報、放課後子ども総合プラン運営に関わること以外には使用いたしません。

(裏面)

順 守 事 項

- 1 放課後子ども教室の参加児童の迎えは、終了時刻に必ず大人が来ること。
- 2 教室の欠席・早退については、事前に必ず連絡すること。
- 3 参加費は、期日を守って支払うこと。
- 4 通院中、持病等の健康上の事情がある場合は、必ずマネージャー若しくは支援員に連絡すること。

年 月 日

署名 _____

議案	頁数
48号	9

議案第49号

守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について

下記の者を守谷市地域学校協働活動推進員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

No.	新任者	前任者	学校区
1	わかばやし すみお 若林 澄夫	つかほら かなこ 塚原 香奈子	御所ヶ丘中学校区

委嘱期間：令和7年9月1日から令和9年3月31日まで（前任者の残任期間）

令和7年8月25日提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、本人からの辞退の申出に伴い、後任者を委嘱するものです。

議案	頁数
49号	1

議案第50号

守谷市不登校対策検討委員会設置要綱の制定について

守谷市不登校対策検討委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和7年8月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年 月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市立小中学校における今後の不登校支援に関して協議する機関として、守谷市不登校対策検討委員会を設置するため、規則を制定するものです。

議案	頁数
50号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市不登校対策検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

守谷市不登校対策検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 守谷市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における今後の不登校対策の方針を定めるため、守谷市不登校対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、今後の不登校対策の方針案を守谷市教育委員会に報告する。

- (1) 小中学校における不登校の実態把握に関すること
- (2) 小中学校の不登校の未然防止に関すること
- (3) 小中学校における不登校の児童及び生徒に対する支援に関すること
- (4) 不登校児童生徒の多様なニーズに応じた学びの場のあり方に関すること
- (5) 小中学校と関係機関との連携に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、守谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、8名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 教育委員会教育部参事
- (2) 教育委員会教育指導課長
- (3) 教育委員会教育指導課副参事兼守谷市総合教育支援センター所長
- (4) 教育委員会守谷市総合教育支援センター相談員
- (5) こども未来部のびのび子育て課こども家庭センター職員
- (6) こども未来部のびのび子育て課家庭児童相談室職員
- (7) 小中学校校長会代表 各1名

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

議案	頁数
50号	2

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、守谷市教育委員会教育指導課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案	頁数
50号	3

報告第11号

損害賠償額の決定及び和解について

このことについて、別紙資料に基づき、報告します。

令和7年8月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

報告	頁数
11号	1

損害賠償額の決定及び和解について

1 事故発生日時

令和7年6月2日 午前11時30分頃

2 事故発生場所

守谷市薬師台四丁目12番地

3 相手方



4 事故概要

上記日時、守谷市立大井沢小学校内において、同小学校用務員が除草作業していた際、地面の小石を飛ばして、校内駐車場に駐車していた相手方所有の自動車、後部左側窓ガラスを破損させてしまった。

5 賠償の手続き

全国市長会学校災害賠償補償保険対象事故として申請し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分により、損害賠償額を決定して賠償金を支払い、和解した。

また、同法同条第2項の規定に基づき、令和7年守谷市議会9月定例会で報告する。

6 和解の内容

市が、本件事故に関する一切の賠償金として、金268,510円を相手方の指定口座に支払う。

報告第12号

学校給食費に係る不納欠損の報告について

このことについて、守谷市債権管理条例第10条第1項に基づき、別紙資料のとおり、債権を放棄し、不納欠損処分としましたので報告します。

令和7年8月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

報告	頁数
12号	1

学校給食費に係る不納欠損の報告について（令和6年度決算報告書から抜粋）

3 市税収入以外の滞納額の状況

（款）20. 諸収入

（単位：円）

項 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
学校給食費納付金	313,833,680	310,484,169	124,773	3,224,738	98.93%
現年分	312,423,280	310,309,000		2,114,280	99.32%
滞納繰越分	1,410,400	175,169	124,773	1,110,458	12.42%

※守谷市債権管理条例第10条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄しましたので報告します。

(1)放棄した債権の名称	:	学校給食費納付金
(2)放棄した債権の調定年度	:	平成30年度から令和元年度
(3)放棄した債権の額及び	:	124,773円（債務者の生活が苦しく困窮しているため）
放棄した事由	計	124,773円